

東根市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために、浄化槽転換事業を行う者に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）、東根市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成3年告示第21号。以下「東根市浄化槽補助金要綱」という。）に基づいて事業を行う場合及び、この要綱の定めることにより予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上で放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の性能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用する10人槽以下の合併処理浄化槽をいう。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (5) 浄化槽転換事業 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定められた同法第5条第1項第1号に規定する予定処理区域以外の区域において、既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。
- (6) 個人設置型浄化槽転換事業 個人等が市町村の補助を受けて行う浄化槽転換事業をいう。
- (7) 浄化槽工事費の額 個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事

(配管工事等を除く。)に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、当該事業年度に、自ら居住するための住宅(併用住宅を含む。)に合併処理浄化槽を設置し、設置完了後1年以内に使用を開始できる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、交付対象者としな

(1) 浄化槽法第5条第1項に規定する届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 東根市浄化槽補助金要綱第3条に規定する地域以外に合併処理浄化槽を設置する者

(3) 当該事業年度の3月10日まで、完了報告書を提出できない者

(4) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(5) 市税滞納者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、前条に規定する者が行う個人設置型浄化槽転換事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1、別表第2に定めるとおりとする。ただし、補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東根市浄化槽整備促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの添付書類は、東根市浄化槽補助金要綱の申請書類と兼ねることができるものとする。

(1) 転換であることを証する書類(住宅地図の写し、設計図前後、着工前の現状写真等)

(2) 納税証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認める場合は、その旨を東根市浄化槽整備促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助金の交付決定後に、申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、東根市浄化槽整備促進事業費補助金変更（取下げ）申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を東根市浄化槽整備促進事業費補助金交付決定（却下）通知書により決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 決定者は、工事が完了したときは、工事完了後30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日まで東根市浄化槽整備促進事業費実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、これらの添付書類は、東根市浄化槽補助金要綱の実績報告書類と兼ねることができるものとする。

（1） 浄化槽工事費に係る契約書及び精算書

（2） 浄化槽工事の施工写真（工事中及び工事完了後）

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東根市浄化槽整備促進事業費確定通知書（様式第5号）により交付対象者に通知する。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第11条 市長は、規則第8条に定めるもののほか申請者が浄化槽の維持管理を適正に行わないときは、補助金の額の確定又は交付があった後においても、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は東根市浄化槽補助金要綱に準ずる。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| 区 分 | 補助金交付額 |
|--------------|--|
| 個人設置型浄化槽転換事業 | <p>合併処理浄化槽ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の合計額又は浄化槽工事費の額から東根市浄化槽補助金要綱に基づき市が交付する補助金の額を控除した額のいずれか低い額の合計額</p> <p>(1)基本額</p> <p>次に掲げる額のいずれか低い額</p> <p>イ 浄化槽工事費の額（配管工事等を除く。）から、別表第2に掲げる補助基準額を控除した額に3分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 別表第2に掲げる基本補助上限額</p> <p>(2)加算額</p> <p>東根市浄化槽補助金要綱に基づき市が交付する補助金の額のうち別表第2に掲げる補助基準額を超える部分の額について、次に掲げる額のうちいずれか低い額</p> <p>イ 東根市浄化槽補助金要綱に基づき市が交付する補助金の額</p> <p>ロ 別表第2に掲げる加算補助上限額</p> |

別表第2（第5条関係）

| 浄化槽の規模 | 補助基準額 | 基本補助上限額 | 加算補助上限額 |
|--------|----------|----------|---------|
| 5人槽 | 352,000円 | 160,000円 | 50,000円 |
| 6～7人槽 | 441,000円 | 200,000円 | 65,000円 |
| 8～10人槽 | 588,000円 | | |